

監事監査実施基準を次のように定める。

平成16年4月1日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長・監事協議裁定

## 監事監査実施基準

(趣旨)

第1条 監事監査要綱(平成16年規程第11号。以下「要綱」という。)第19条の規定に基づき、要綱の実施に関する必要事項を定める。

(監査事項等)

第2条 監査事項は、次のとおりとする。

- (1) 関係法令、業務方法書、規程等の実施状況及びこれらの実施に必要となる内規等の整備状況
- (2) 中期計画及び年度計画の実施状況
- (3) 組織の管理及び運営の状況並びに人事管理の状況
- (4) 予算の執行及び資金運用の状況
- (5) 財務諸表及び決算報告書による決算の状況
- (6) 重要な資産の取得、処分及び管理の状況
- (7) 債権管理の状況
- (8) 理事長及び理事の職務遂行状況
- (9) 内部統制システムの構築・運用の状況
- (10) その他業務及び会計に関する重要な事項

2 監査を実施するに当たっては、次のことに留意する。

- (1) 関係法令、業務方法書、規程等に則り、適正に業務が行われているか。
- (2) 中期計画及び年度計画は計画どおり実施し達成されているか。
- (3) 業務は合理的、効率的・効果的に処理されているか。
- (4) 規程等が国の制度、社会経済状態の変化等に応じて適時適切に改正されているか。
- (5) 特に会計業務において、内部統制機能が有効に作用しているか。
- (6) 内部統制システムの構築・運用の状況について、次の観点から監査する。

ア 理事長がリーダーシップを発揮できる体制

イ リスクマネジメント体制

ウ 機構の業務が、役職員によって法令等に適合した上で、効果的かつ効率的に行われることを確保するための体制

エ 内部統制システムが有効に機能するよう役職員に適切な情報が伝わる体制、役

員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
オ 機構全体におけるモニタリング体制  
カ ICT への対応

(監査計画)

第3条 監査計画に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査の基本方針
- (2) 定期監査の重点項目
- (3) 定期監査の対象部門
- (4) 定期監査の時期及び実施期間
- (5) 監査の方法
- (6) 監査事務に従事する者

(監査の実施通知)

第4条 監事は、監査を実施するときは、あらかじめ監査対象部門の責任者に監査事項及び監査場所その他監査に必要な事項を通知するものとする。

(監査の手順等)

第5条 監査手順はおおむね次のとおりとし、悉皆監査を原則とするが、監事の判断するところにより事項の性質に応じて、合理的な方法で抽出して実施することができる。

- (1) 監査対象部門の責任者からの概況聴取
- (2) 監査対象部門の担当者からの個別聴取
- (3) 帳票その他証拠書類の原本確認
- (4) 会計監査人からの報告聴取
- (5) 内部監査及び業績評価を担当する者からの報告聴取
- (6) 書類と現物との照合確認
- (7) 現地の調査
- (8) 監査終了後の講評

2 監事は、必要があると認めるときは随時、監査資料の作成提出を求めることができる。ただし、監査の確実かつ迅速な実施に支障をきたさない限り既存資料の活用を図るように努めるものとする。

3 監査によって問題点が明らかになった場合は、監査の誤認独断を避けるため、監査報告の作成前に、監事が関係の責任者に対し文書又は口頭をもってこれを示し、その意見を十分に聴取することを原則とする。

(監査記録)

第6条 監査の補助に従事した職員は、監査実施後、監査結果の概要を記した監査記録を作成し、監事に提出するものとする。

(監査報告)

第7条 監査報告に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 監査方法の概要
- (2) 監査結果の概要
- (3) 是正又は改善を要する事項

(4) その他監事が必要と認めた事項

(監査調書の作成等)

第8条 監事は、監査報告の基礎とした監査過程の資料等を監査調書として作成し、一定期間保存するものとする。

(監事に回付する文書)

第9条 要綱第17条第1項に掲げる文書のうち決裁を要するものは、理事長決裁後回付するものとする。

(その他)

第10条 要綱及びこの基準に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事はその都度定めるものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成19年規程第4号)

この基準は、平成19年3月22日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構平成27年規程第15号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第18号)

この規程は、令和3年8月31日から施行する。